

会長並びに副会長選定規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の定款第11条の2に基づき、会長並びに副会長選定に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（選定時期）

2. 会長の選定は、定時総会終了後に開催される理事会で行う。

（会長選定の理事会）

3. 前条の理事会は、新しく選任された理事をもって構成する。
4. 理事会の議長の選出は、出席した理事の互選による。但し、改選前の会長が理事に選任されている場合は、その者が議長を務める。

（選定の方法）

5. 会長の選定は、理事の互選によるものとし、以下の手順に従って行う。
 - ① 議長は、出席した理事から、会長候補者の推薦を受ける。
 - ② 議長も、会長候補者を推薦することができる。
 - ③ 推薦された会長候補者が1名の場合は、出席理事の過半数の同意で決する。
 - ④ 推薦された会長候補者が複数名の場合は、出席理事の過半数の同意により決する。
 - ⑤ ④において、過半数に達しない場合は、上位2名の無記名投票とする。また上位2名の投票において得票数が同数の場合は、理事会での議論を経て議長の裁定により決する。
 - ⑥ 会長として選定された理事は、直ちに議長を務める。

（役付き役員等の選定）

6. 選定された会長は、第4条の手順に準じて、直ちに副会長（3名以内）の互選を行う。

（その他）

7. 会長の任期は2期4年を最長とし、以降は再任できない。

（附 則）

- (1) この規程は、制定の日から発効する。
- (2) 設立時の会長の任期は1年とし、以降は再任できない。

（付 記）

2018年2月17日 制定（理事会承認）

会長候補者の被推薦者選出覚書

一般社団法人粉体工学会

(目 的)

1. この覚書は、一般社団法人粉体工学会の事業運営の円滑な引き継ぎと運営体制の強化を図るため、次期理事会に対して前理事会より会長候補者の推薦に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(選定の方法)

2. 会長候補者として推薦する者の選定は、以下の手順に従って行う。
 - ① 会長候補者の選出にあたって、予め会長候補者推薦委員会を設け、候補者 1 名を理事会に推薦する。
 - ② 会長候補者推薦委員会は会長経験者及び会長と副会長を除く理事をもって構成し、委員長は互選とする。
 - ③ 推薦委員会は必要に応じて、現役員及び参事等の意見を求めることができる。

(附 則)

この覚書は制定の日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定 (理事会承認)